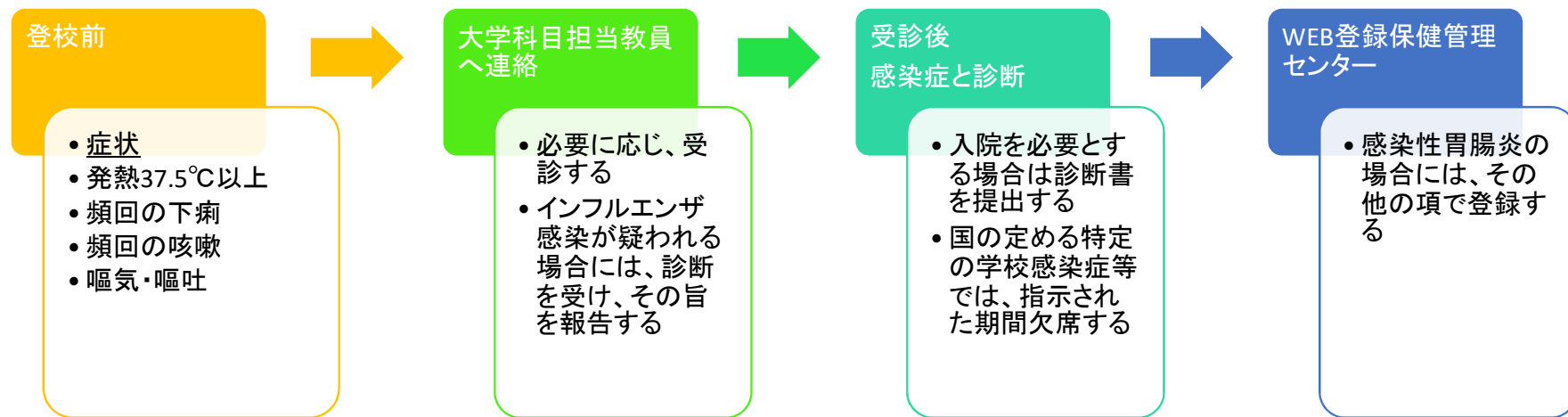


医学部学生生活の基本：以下の症状がある場合には、登校しない



* 登校後、学内で症状がある場合には、保健管理センター桜ヶ丘分室（保健学科東研究棟1階）へ行く

医学部学生生活の基本：

- 咽頭痛や咳がある時はマスクを着用する
- トイレでは石鹸と流水による手洗いを励行する
- インフルエンザワクチンを1回は接種する
- 定期の健康診断を受ける
- 実習による出欠の取扱いは担当教員の指示に従う
- 麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・B型肝炎ウイルスの免疫確認と届け出を行う

医学部学生生活の基本：インフルエンザに罹患した場合

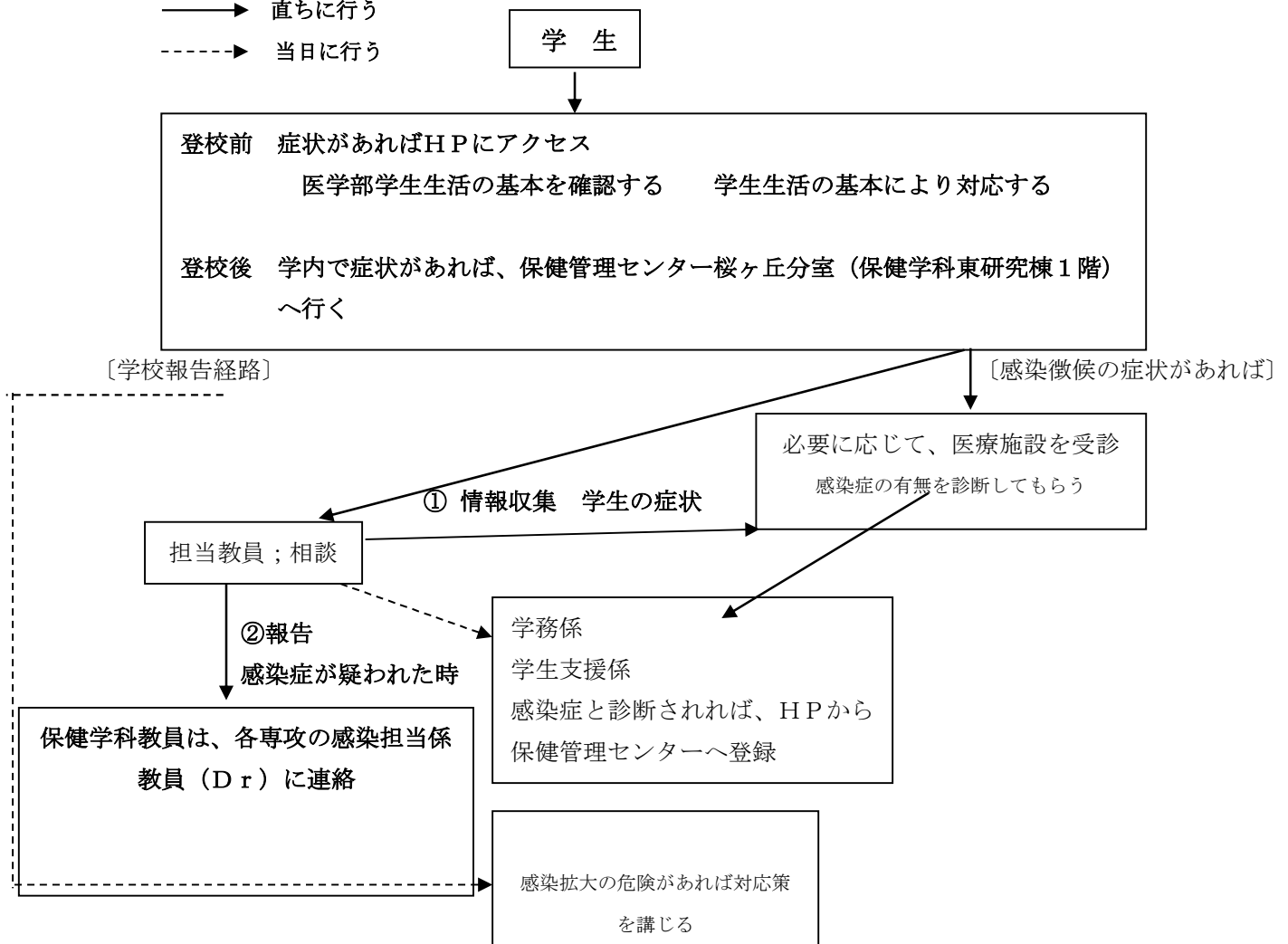
- インフルエンザが疑われる場合には、登校せずに受診する。
- インフルエンザが疑われる場合とは、罹患者との濃厚な接触、症状を有するなど
- インフルエンザ発症した場合には、発症から5日かつ解熱した後2日を経過するまでは登校を控える
- 1週間程度ウイルスの排泄が続くので、マスクを着用する

医学部学生生活の基本：感染性胃腸炎（嘔吐下痢症）に罹患した場合

- 発症が疑われる場合には、登校せずに受診する。
- 発症が疑われる場合とは、罹患者との濃厚な接触、症状を有するなど
- 発症した場合には、主要症状が消失した後2日を経過するまでは登校を控える
- ウイルスはその後も1ヶ月程度は便に排泄されるので、石鹼と流水による手洗いを励行する

【体調不良時の対応】

- ▶ 直ちに行う
- - - -▶ 当日に行う



関係者へ通知

1. 体調不良時の対応
- 1) 体調不良時には、登校前に方法を確認する。
- 2) 登校後、学内で体調不良となった場合には、保健管理センター桜ヶ丘分室（保健学科東研究棟1階）へ行く
- 3) 医学部学生生活の基本に示された症状があれば医療施設を受診し、感染症の有無を診断してもらう
- 4) 判断に困った時にはその講義の担当教員と相談し、保健学科の場合には感染担当係教員の指示により決定する
- 4) 感染症であれば診断名により対応する
- 5) 感染症で無ければ欠席、休養する
- 6) 入院を必要とする場合、診断書提出。国の定める特定の学校感染症等では、指示された期間欠席